

ヒロシマの戦後史から

12・11 基本懇意見書にこだわる被爆者問題講演会

(2017年12月2日 広島市総合福祉センター)

宇吹 暁 (うぶき さとる)

1. はじめに

a. 原爆被害者相談員の会

私は、2011年以降職業から自由(無職)となり、自分自身が関係した資料の整理をおこなっている。昨年9月、原爆被害者相談員の会の三村代表から「基本懇答申」関連の集会で話すよう勧められた。私がヒロシマに取り組み始めた20歳代後半に同会とは様々な関りがあったとの記憶が残っていたので、整理のための良い機会になると思い、お引き受けした。手元には、同会(1981年6月13日発足)の機関誌『ヒバクチャーとともに生きる』が創刊号(1982.12.11刊)から13号まで残っていた。創刊号を開くと「活動日誌」の1982年6月部分に「研究会「医療法前史、県被団協の結成をめぐって」 宇吹暁さん」とあった。

b. 社会福祉

私の母は、デッソーという進駐軍の女性から避妊について話を聞いたことがあると語っていた。自分の蔵書に『ミス・ドロシー・デッソー』(香川亀人編、1978年刊、私家版)を見つけた。この本によると、デッソーは、1947年5月～1951年に米国駐留軍の福祉ワーカーとなり、はじめの3年間は中国軍政部の福祉主任(在呉市)を務めている。また、編者の香川氏は1932年1月に方面委員となり、



戦後は47年4月1日に広島県民生委員連盟の主事に就任という経歴の持ち主である。香川先生(香川家とは近所付き合いの関係にあり母は先生と呼んでいた)は、町内(呉市吉浦)出身者の森井忠良衆議院議員(注)の熱心な後援者であった。また、『地域社会福祉史』(田代国次郎、社会福祉研究センター、2007年)では、第1章で「無名のヒロシマ地域社会福祉の父・香川亀人から学ぶ」と取り上げられている。

(注) 森井議員は、村山改造内閣(1995年8月8日～1996年1月11日)で厚生大臣を務めており、原爆被爆者援護法制定にも深く関与していた。この当時の正月元旦、早朝にお宅を訪ね、議員として入手できた被爆者対策資料を将来原医研に寄贈して貰いたいと申し出るという非常識な行為をおこなったことを覚えている。

私は、1976年春に広島大学原爆放射能医学研究所に転職した。当初の主な業務は原爆爆心地復元調査の後始末であった。復元調査の困難さを実感する毎日を過ごした。また、原

爆被爆者の社会医学的調査研究の一員として新たな研究分野に触れる機会もあった。入所1年目の秋（10月10日～11日）に広島で開催された日本老年社会科学会第18回大会（大会長：志水清元原医研所長）では、事務局員として会場の末席で日本における老人問題研究の先駆的取り組みの萌芽に接することができた。

広島・長崎両市で交互に開催される原爆後障害研究会（医師・研究者・被爆者対策行政担当で構成）では、事務局の要員であるとともに、研究発表の機会も与えられた。忘れられないのは、第38回原爆後障害研究会（1997年6月1日、広島国際会議場）である。同会の『講演集』（財団法人広島原爆障害対策協議会刊）によれば、49件の一般演題の冒頭に「1. 独居被爆者健康テレホンサービスへの取り組み（第1報）」、「2. National Death Index (NDI) による在米被爆者の追跡調査」、「3. 長崎原爆被爆者の精神的・心理的影響に関する調査」、「4. 成人病健康調査集団における痴呆の疾病率」がある。『講演集』に私が関与したことの記載はないが、私の記憶ではこの4題の座長を務めていた。今回、当時の日記により、直前の5月29日に突然腹への強い圧迫感で食事が摂れなくなり、翌日には妻に付き添われ病院に行ったこと、研究会当日も体調は良くなかったが座長を務めあげ、終了後すぐに帰宅し寝込んだことが確認できた。また、手元の資料の中から当日の座長用の抄録を見つけることができた。

私の弟（大学卒業後しばらく広島県社会福祉協議会に勤務）の遺品に『社会福祉ひろしま（号外）—原爆被爆者と社会福祉』（1967年同協議会発行）と『患者と福祉1972』（広島県医療社会事業協会発行）があった。後者には、江崎須賀子・三村正弘・若林節美の名前があり、事例研究として早川美子（原爆対策協議会相談室）「ある被爆家庭の人間関係」が掲載されていた。情報検索で見つけた1971年版では、同号で「特集＝原爆被爆者対策を考える＝」が組み立てられており、また、事例研究として「若林節美：入院拒否を続けた原爆被爆母子家庭」が掲載されていることを知った。

今回の講演を引き受けたことで、社会福祉の問題が自分の身近にあったことに、改めて気付くことができた。

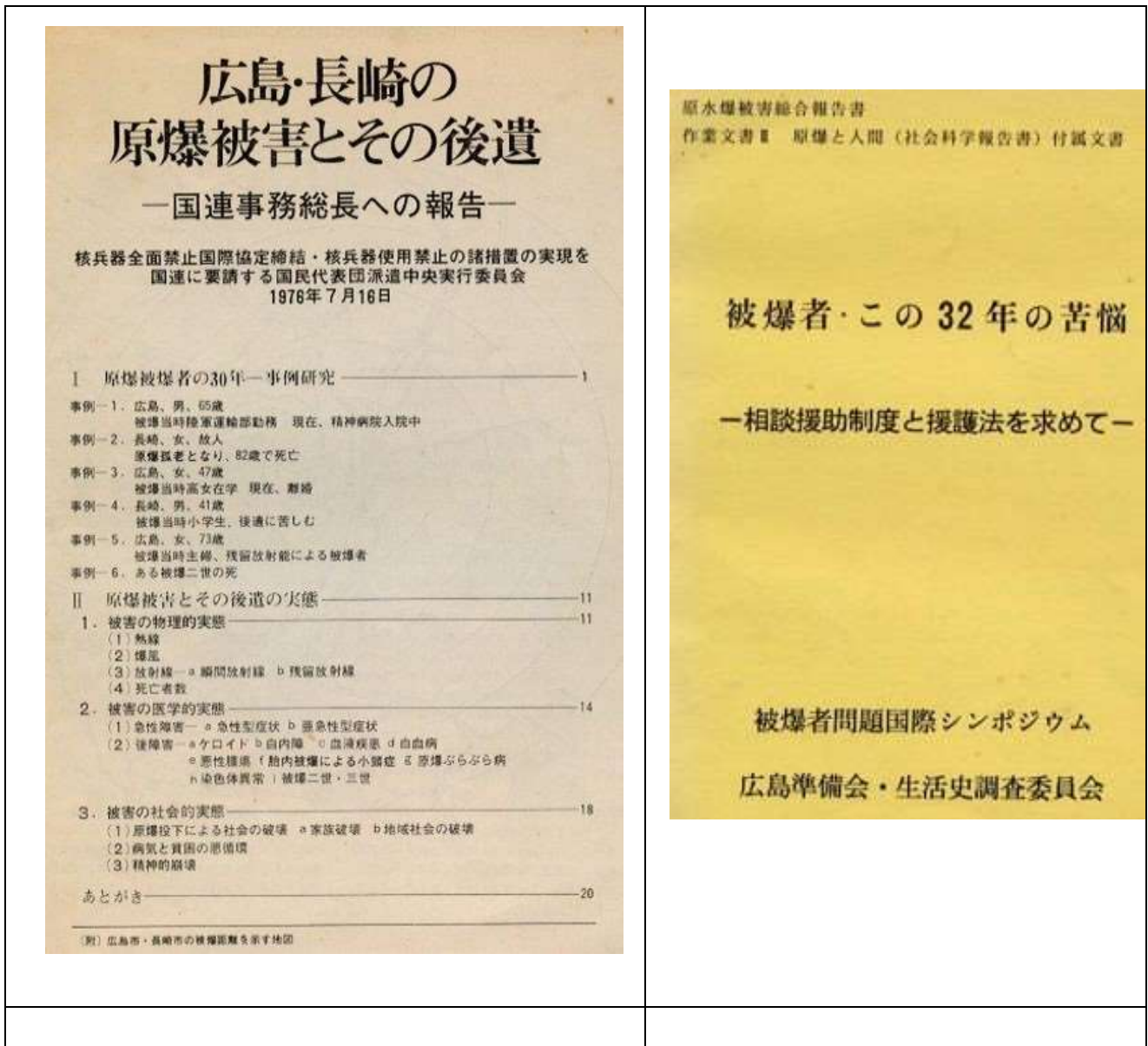
患者と福祉	
1972	
上村 正弘： 特集「社会福祉への向上」	(1)
尾崎 英樹： 『企業と労働の対立』というところについて	(2)
清野 邦彦： 広島地区・ナニイ村日記	(3)
江崎 須賀子： 人口と労働市場の対立と対応	(5)
特集—社会福祉士と福祉実践をめぐって—	
山本 新三： 社会福祉専門職の「専門性」と「自律性」	(8)
三村 正弘： 『社会福祉士法』案に対する提言	(10)
パネルディスカッション—老人と医療—	
上村 正弘	(11) / 柳 正三
若林 節美	(12) / 山 本 新三
事例研究	
山内 明子： 広島県に立ち入る原爆被災者になった妻をめぐって	(14)
加藤 弘子： 広島に於ける、入院患者の社会復帰について	(15)
山本 新三： 広島原爆被災者への支援をめぐって	(19)
若林 節美： ある原爆被災者の生活のありかたをめぐって	(21)
江崎 須賀子： 生活支援の場—原爆被災者をめぐって	(24)
清野 邦彦： 被爆者入院患者から見た問題	(26)
早川 美子： ある被爆家庭の人間関係	(28)
柳 正三： 論評	(30)
編集後記／広島県医療社会事業協会	(32)
文庫紹介	
山本 新三： 『企業と労働』	(32)
上村 正弘： 『企業と労働』	(34)
清野 邦彦： あるケースを通じて (30) / 山本 新三： あるケースを通じて (30)	
山本 新三： 特集 (37) / 早川 美子： M型原爆被災者 (38)	
若林 節美： 被災者の生活と復興 (39)	
編集のあしらい	(40)
編集後記	(40)

広島県医療社会事業協会

c. 国連 NGO 主催被爆実相シンポジウム

1977年7月末から8月初めにかけて日本で国連 NGO 主催の「被爆の実相とその後遺・被爆者の実情に関する国際シンポジウム」が開催された。このシンポジウムは、翌年の第1回国連軍縮特別総会（SSD I）に向けて企画されたものであったが、被爆体験の国内外への普及という点で大きな画期となった。

シンポジウムに向け各地で大規模な被爆者調査が実施された。広島你的生活史調査には22人が参加している。その模様は、当時詳しく報道された。すでに調査を終えた12人（塚本弥生、桶舎洋子、江崎須賀子、窪田良子、山田寿美子、若林節美、宗像房子、和田雅子、杉本純子、三村正弘、西村清澄、池田みはる）の声として紙面4分の一を割いた『赤旗』（7月27日付）はその一例である。

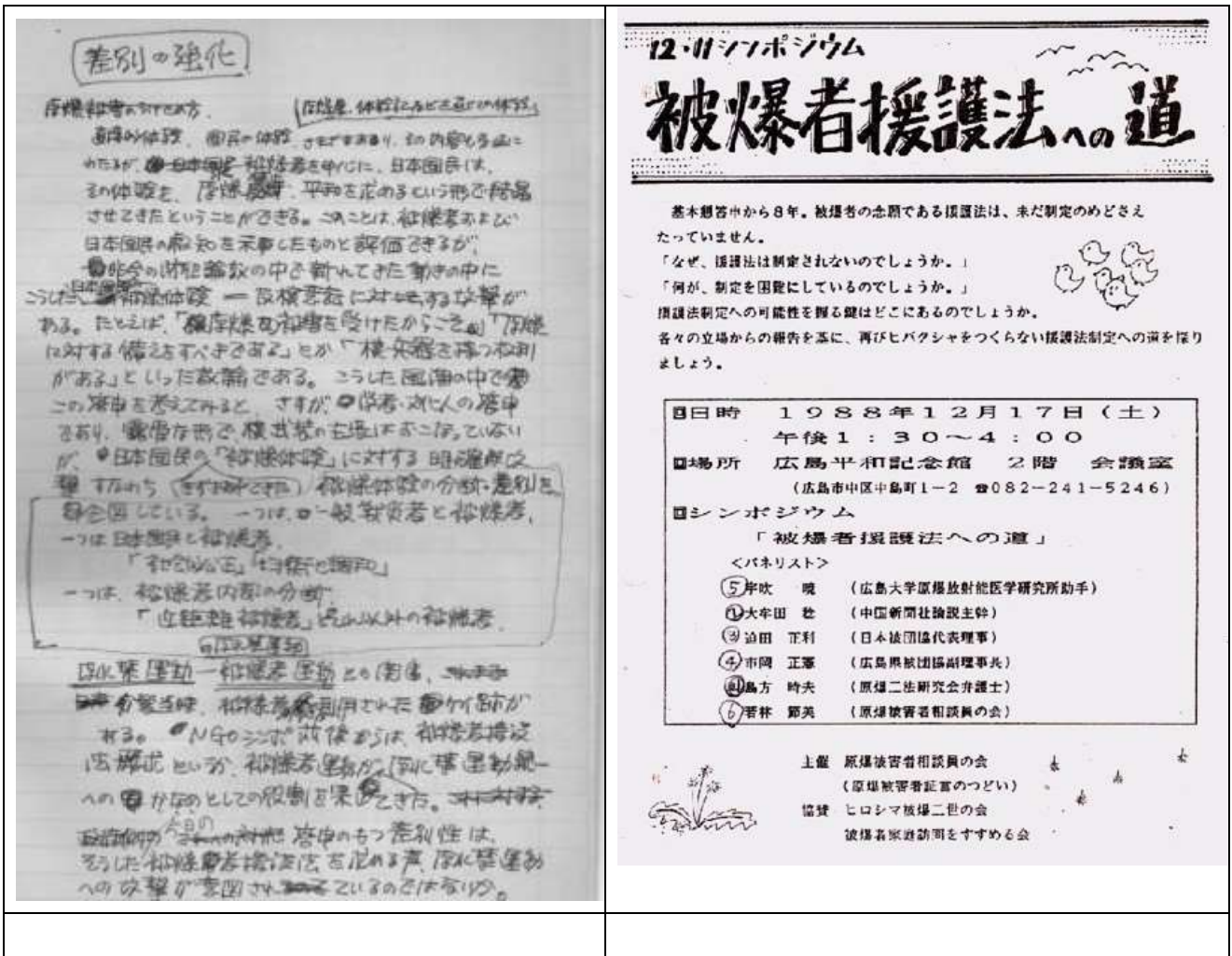


私は広島準備委員会の委員であり、準備段階も含め多くの会合に参加した記憶があり、準備過程の資料および当時の新聞切り抜きも見つけることができた。しかし、記憶はあいまいである。所蔵資料を詳細に見れば、自身の関わりが少しでも明らかになるのではないかと考えている。

d. 基本懇意見書

私は、原爆被爆者対策基本問題懇談会（1979年6月に設置された厚生大臣の諮問機関）の動向に関心を持ち、同会の答申（80年12月11日公表）内容に不満を抱いていた。ただ、当時の私は広大原医研の業務に慣れ、忙しい日々を送っていた。そのため懇談会による現地調査や答申を批判する会合には無縁であったと思っていた。今回、答申公表直後の12月21日に東京都内で開かれた「シンポジウム・被爆者援護法はどうあるべきか」の議事を記載した私のノートが見つかった。そこには16人（小野周、浜谷正晴、小西、内藤、岩佐、松浦、伊東、竹宮、行宗、田沼、宇吹、湯崎、木下、館山、安原、石田忠）の発言が記されている。このうち「宇吹」の発言内容は、基本懇答申が被爆者内部や被爆者と戦争被害者との分断を強めることへの不安と批判である。私には、この時発言した記憶が全くない。私が発言するつもりで急遽準備した草稿と理解している。

以上のaからdの4点は、今回の会合のための準備作業の中で見つけた資料と自分史的事項の紹介である。



2. ヒロシマ史の構想

a. 出会い

私の今日の研究方針に大きな影響を与えている3人との出会いがある。

1. 峠三吉

私が広島で郷土史研究を始めてまもなく、『八月の詩人－原爆詩人・峠三吉の詩と生涯』（増岡敏和著、東邦出版社、1971年）の中で、峠の叙事詩『広島』構想を知った。私は、これをヒントに、叙事詩『広島』の郷土史版を執筆するという目標を持った。

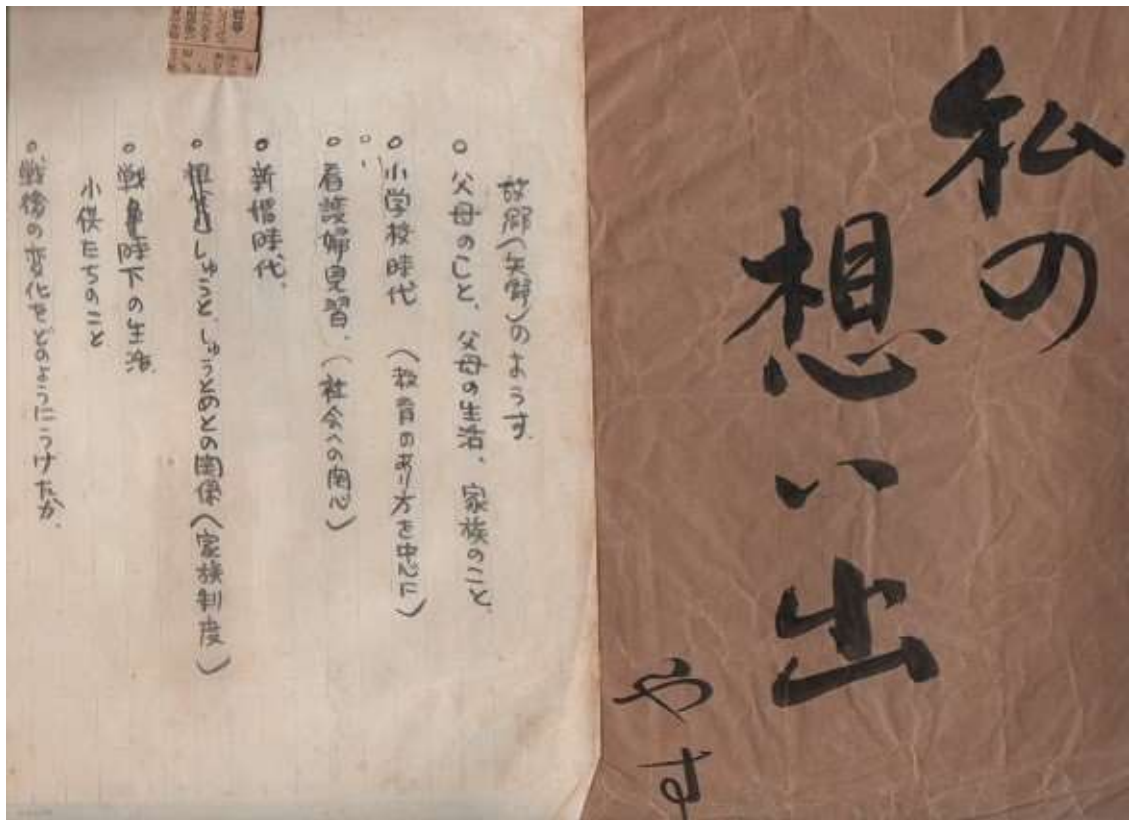
2. 藤居平一

私は、1980年4月26日に藤居平一氏（日本原水爆被害者団体協議会初代事務局長）と出会った。翌年から始まった聞き取りは、1984年まで続き、その成果は、広島大学原爆被災学術資料センター資料調査室発行の『資料調査通信』に「まどうてくれ－藤居平一聞書」として8回（第5号1981年12月号から第29号1984年1月号）にわたり、まとめさせていただいた。藤居氏は、自分が運動をおこなったのは「庶民の歴史を世界史にする」ためと語った。これが契機で、私の研究目標に「庶民の歴史を世界史にする」ことが加わった。

3. 栗原淑江

栗原氏に出会ったのは、私が広島大学原医研に就職して間もなくのことである。湯崎稔先生の紹介が契機となり、以後40年余り交流が続いている。氏は1993年2月に「自分史つうしん ヒバクシャ」を創刊された。それへの投稿を勧められたことが契機で私は「自分史」執筆を意識するようになった。ただ、その当時の私には着手する余裕はなく、私の母に執筆を勧めた。数年後、私はすっかり忘れていたが、母から便箋49枚にびっしり書き込まれた母の自分史原稿（誕生から終戦までをカバー）を受け取った。現在、私の手元には、この生原稿と、ワープロでテキスト化された原稿が残っており、公表される機会を待っている。また、私自身の自分史執筆は、栗原氏および母から私に与えられた宿題と考えている。





大正十年二月十九日生、安ヶ野矢野町守一
 吾一郎の五女として生れ

長男次郎 矢野町在住
 長女キヨ子 結婚 五十才で死す
 次女千代 結婚
 三女ユキ子 早晩結婚 二十才で死す
 四女シズ子 幼少中死す 記憶なし
 五女ヤス子 三才で死す 後の養育 二十才で死す
 六女キエ子 結婚 四十才で死す
 次男一士 陸軍 家に養育 縁組現在に列す

いっわり多き 一針と想う 夏草の
 茂る香 生れし 母 直言いませり

おさなき日の断片的な追憶を記せとの曉の言葉なれど
 古き寫眞算もあまり見当らず水香う百姓の五女として
 の追憶あまりさたかてはない
 母は決定的な正直物者でお人良しで誰にも好感を
 持たれてゐた様におもう
 父は勝気で短気でおまけに勉強はさういふた様子
 父も小学校四年までは勉強一たうし 昔の小学校は
 検定試験が合格すれば上級へ上れたそうである
 妹三郎(師範学校を出て) 高校。校長までなる人
 に四年と追ふ歳された時 気分が悪くなつて 小学校
 をやめたと言ふ話しをきいた事がある
 母との結婚の時も自分は見合ひに出席せず 本家の
 兄三郎三郎の代理で見合ひしたそうである
 の時まで父の顔を知らなかつたそうである
 又昔の家長制度があらわれた一面とおもう

b. ヒロシマ

「ヒロシマ」という表現は、「廣嶋」・「広島」・「HIROSHIMA」とともに、人によりさまざまな意味を与えられている。私は、「ヒロシマ」を「社会化された被爆体験」と定義している。また、「ヒロシマ」を支える柱として「広島の平和行政」・「継続的な原水爆禁止運動」・「原爆報道」・「被爆者問題（運動・対策）」の存在があると考え、これら4つを研究テーマとしてきた。

1. 平和行政（平和記念式典）

広島の平和行政は平和記念式典という特異な形で展開されてきた。1947年以降今日まで（1950年は、朝鮮戦争の勃発により直前に中止）、その様相を徐々に変えながら今日まで続いている。当初は、地方都市の行事に過ぎなかったが、被爆10年からは全国からの参加者が加わり、被爆15年（1960年）には皇太子（今上天皇）、1971年には佐藤栄作総理大臣が参列した。1005年には17か国の政府関係者が参列し、2006年35か国、2007年42か国と増加、2010年には潘基文（バンキムン）国連事務総長および米・英・仏（初）など74か国の代表が参列した。全国的行事から国際行事への目を見張る大きな変貌である。

広島市長が読み上げる平和宣言は、第1回から核戦争による「人類絶滅」に警鐘をならしつづけているが、参列者の変化は、広島原爆被害に基づくこの訴えが国内から世界へと広がっていることの表れと理解することができる。

2. 継続的な原水爆禁止運動

私が、日本の原水禁大会の歴史に関心を抱いた1970年代当初、原水禁運動への否定的な論調が多かった。分裂に焦点が当てられ、運動の実態がまともに取り上げられることは稀であった。私は、分裂しながらも継続され続けていることに日本の原水禁運動の独自性があると考え、大会への参加や大会関係資料の収集・分析をおこなった。それらを踏まえて整理した原水禁運動の性格は次の3点である。

ア. 毎年8月6日、9日の原爆記念日前後に広島・長崎を中心に大会を開催する。（つまり伝統行事、文化運動として定着）

イ. 被爆者救援（その後、援護・連帯へと変化）を原水爆禁止とならぶ中心課題として位置づける。

ウ. 日本ではすべての政党が共通課題としてきた。

3. 原爆報道

「原爆報道」という報道分野が存在するのは恐らく日本だけであり、その特徴・機能として次の3点があげられる。

ア. 分裂している原水禁運動への厳しい批判者

イ. 原爆被害実態の解明、

ウ. 被爆体験の継承

4. 被爆者（対策・運動）

被爆者対策の対象者である被爆者手帳所持者数は、2017年度末で20万人、2018年度の被爆者対策予算は1481億円となっている。日本政府にとり、原爆被害が今なお過去ではない証である。

被爆者は、被爆直後から自らの体験を訴え続けてきた。被爆者の歩みの中で、被爆40周年にあたる1985年は、一つのエポックである。同年、被爆者団体を中心に原爆手記集の出版が積極的に行われ、この年だけで、約3000件の手記が活字化された。こうした手記出版を主な内容とする被爆体験の情報発信は、その後も継続し、被爆50周年の1995年には約5500件の手記が出版された。

図1. 原爆手記掲載書誌数の年別推移

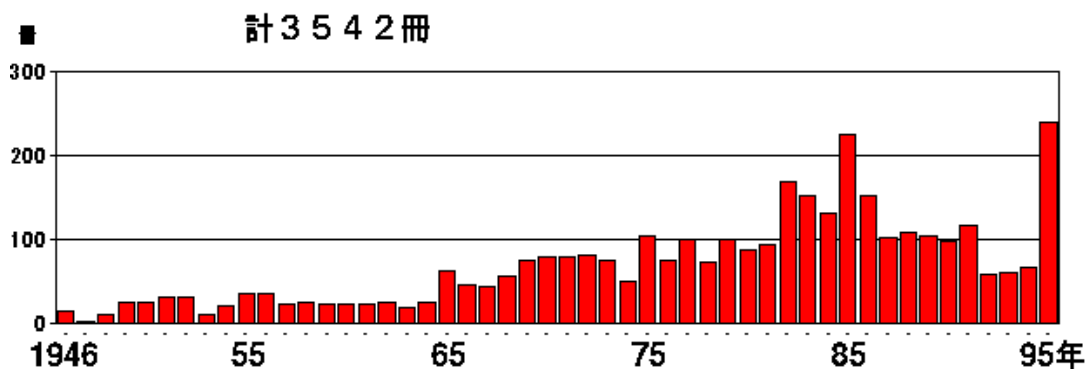
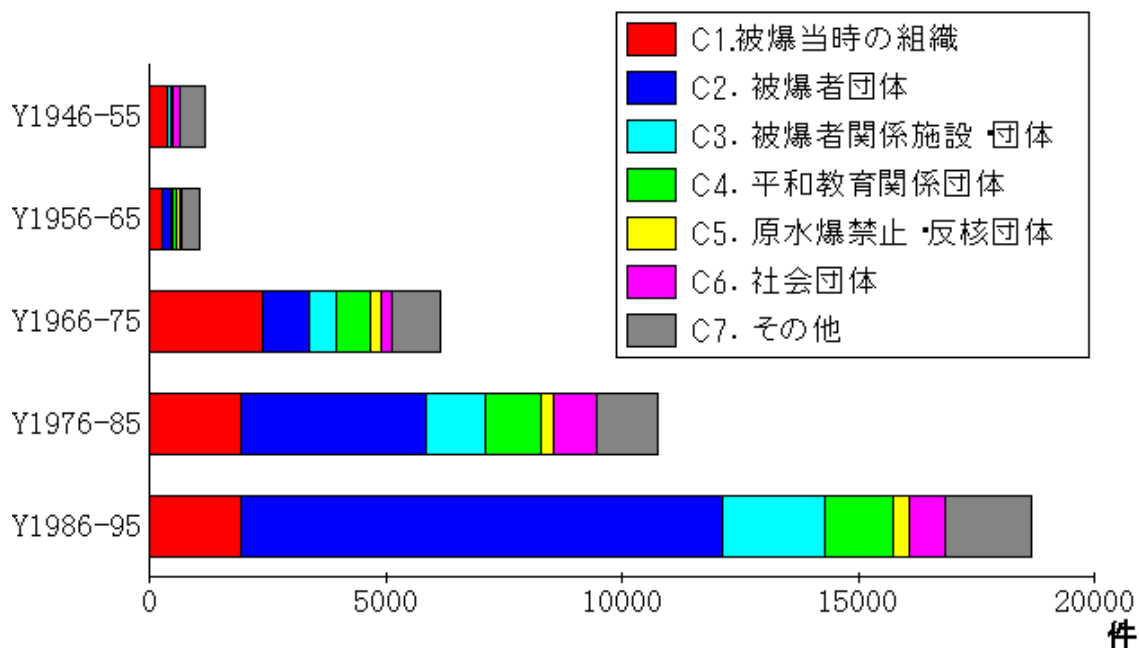


図4. 10年毎の原爆手記数の分類別推移



c. さまざまな「原爆被害」主体

戦後の早期に制定されたいわゆる福祉三法（1946年＝生活保護法、47年＝児童福祉法、49年＝身体障害者福祉法）に「原爆」を冠した表現は無い。

ABCCは、1950年10月1日現在で把握した調査対象者を「原爆被災生存者」と表現している。被爆地の行政やマスコミの世界では、次第に「原爆被害者」・「原爆死没者」・「原爆犠牲者」・「原爆被災者」・「原爆乙女」・「原爆孤老」など、「原爆」を冠した多様な表現が使用されるようになる。法律名として現れた最初の例は、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」（1957年施行）である。なお、私は、今日では世界語となっている用語である「被爆者」は、この法律用語にその起源があるのではないかと推定している。

被爆主体は、被爆都市、被爆国という用法が示すように、個人レベルだけでなく、都市や国レベルでも取り上げられるようになる。広島を被爆都市と呼ぶ例が定着



するのは1949年の広島平和記念都市建設法施行以降のことと考えられる。日本を被爆国という用例は、国会会議録の検索によると、初出はビキニ水爆被災事件の発生した1954年であり以後2017年までに1700件近い使用例が確認された。また、戦争被爆国との用例は、広島市の平和式典における首相あいさつの中では2011年に現れ今日に至っている。

「ヒバクシャ」・「hibakusha」は、広島の被爆者に深い同情を寄せたバーバラ・レイノルズが使用していたことは、広島原爆資料館南側にあるバーバラ・レイノルズ記念碑（2011年6月12日除幕）の碑文で確認できる。そこには「私もまた被爆者です I, too, am a hibakusha」、「私の心は いつも ヒバクシャ ヒロシマ とともにあります

Hibakusha-they are the inspiration for all my peace effort My heart is always with Hiroshima」とある。また、2017年7月7日の国連総会で核兵器禁止条約が122か国・地域の賛成多数により採択されたが、その前文に「hibakusha」との用例が用いられている。この言葉は、今や世界共通語となっているのである。

3. ヒロシマ史の時期区分

ヒロシマ史を叙述するためには、時期区分が必要である。まず、10年ごとにヒロシマが大きく変貌したと考え、その後、微調整を重ねてきた。表1は、現時点で私が考えている時期区分である。注1で、広島市の平和行政が「世界連邦主義」から「国連主義」への変化したことを指摘した。注2では、被爆体験の普及と内容の変容を基準に「空白」「全国化」「国際化」「歴史化」の4期に整理している。

表 1

時期区分	注 1	注 2	時代の特徴を表すキーワード
原爆投下・被爆直後	世界連邦	空白	(原子力時代)。日米情報戦。
占領期 (1945～52年)			米軍の原爆被害調査。復興・観光。 [宇吹誕生]
講和条約発効前後 (1952年)			原爆投下責任
被爆10年 (1955年)	全国化	全国化	核実験。放射能汚染。被爆者救援。
被爆20年 (1965年)			(被爆の実相) [宇吹の大学入学]
被爆30年 (1975年)	国連	国際化	(被爆の実相) [宇吹の就職]
被爆40年 (1985年)			被爆体験手記(集)の出版
被爆50年 (1995年)		歴史化	原爆ドームの世界遺産化。被爆者の減少
被爆60年 (2005年)			被爆体験への社会的関心の高まり
被爆70年 (2015年)			被爆関連施設(平和公園、原爆資料館)の文化財化。ピース・ナイター

(注1) 広島市の平和行政の特徴。 (注2) 被爆体験をめぐる状況。

4. おわりに

a. ヒロシマ史の中の原爆被害者相談員の会

広島原爆被害に関わる資料の所在調査、収集、分析をおこなっていた私は、原爆被災資料広島研究会、原爆体験記を読む会など原爆被害を主要なテーマに掲げる団体と積極的交流をもつよう心掛けていた。私の所蔵資料に、広島県歴史教育者協議会、平和教育研究所、中国新聞労組新研部、自治体問題研究所、日本ジャーナリスト会議、日本科学者会議、教科書検定訴訟を支援する歴史学研究者の会などの機関紙・誌がある。原爆被害というテーマを通してこれらの団体と私の交流が生まれ、機関紙・誌への発表の機会を持つことができた。これらの団体の活動は、1970年代後半から活発となったが、今日までその勢いを持続させているものは少ない。原爆被害者相談員の会（1981年6月13日発足）は、希少な事例の一つである。同会の持続の要因には、同会が原爆被害者に寄り添う団体でありつづけたことがあげられるであろう。



b. 広島ヒロシマ関連団体の今後

私は、今年当初から所蔵資料の整理を行っている。量の大部分を占めるのは刊本である。この多くは、広島大学原爆放射能医科学研究所、広島原爆資料館、国立原爆死没者追悼平和祈念館の所蔵する本と重なる。次にかさばるのは、広島県・市の文書館、国会図書館、外務省などで収集した公文書の複製品や広島県被団協をはじめとする民間諸団体で閲覧・複製を許された複製資料である。

私がヒロシマ史への取り組みを始めた1970年当時と比べ、公文書の整理・公開体制は著しい進展をみせている。その一方で、民間諸団体の諸資料は、次々と姿を消している。私はこれまで、ヒロシマに関わる団体の名前を資料などで確認するごとに記録し積み上げていた。存在を確認した団体数は400件を超える。私の構想するヒロシマ史には、これら諸団体の歴史は欠かすことはできない。原爆被害者との深い関係にあった公共機関や団体には、早晚、改変あるいは消滅がせまられることだろう。原爆被害者相談員の会も例外ではない。機関誌『ヒバクシャーとともに生きる』の市内の公共機関の所蔵状況を調べたところ全巻を揃えているところは存在しない。同会をはじめ諸団体の資料が公的機関で閲覧可能となることを切望している。